

野生鳥獣総合管理対策事業実施要領

最終改正 令和7年6月23日 7森推第219号

(趣旨)

第1 この要領は、野生鳥獣総合管理対策事業（以下「補助事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱（平成16年7月20日付け長野県告示第445号。以下「交付要綱」という。）並びに国の定める通達等に定めのあるもののほか必要な事項を定めることとする。

(事業の種類等)

第2 事業の種類、事業内容及び当該事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）は別表に掲げるとおりとする。

(事業計画)

第3 事業計画等

1 事業計画の作成と承認

(1) 事業主体は、事業計画承認申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号）に次の関係書類を添えて所轄地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

ア 事業計画内訳書（以下「事業計画」という。）

(ア) 様式第2-1号（ただし、別表の区分【県単】に限る）

(イ) 様式第2-2号（ただし、別表の区分【国庫（林野庁）】に限る）

(ウ) 様式第2-3号（ただし、別表の区分【県単（森林づくり県民税）】に限る）

(エ) 様式第2-4号（ただし、別表の区分【国庫（環境省）】に限る）

イ 事業計画個票（様式2-5号）（ただし、別表の区分【国庫（環境省）】に限る）

ウ 事業実施位置図（ただし、個体数調整事業、大型獣緊急捕獲・放獣事業（誘引物の除去を除く）、鳥獣被害対策実施隊支援事業、銃猟者確保・育成支援事業及び市町村全域で実施する事業、普及啓発・学習会・マニュアル作成等の位置図で示すことの適さない事業を除く）

縮尺1万5千分の1程度の地形図に事業実施箇所を明示する。

エ ア及びイ及びウに定めるもののほか局長が必要と認める書類

(2) 局長は、前号の規定による申請書の提出があったときは、事業計画の内容を審査し取りまとめ（様式第3-2号）、事業主体から提出のあった書類一式を添付のうえ、当該事業を所管する部長（以下「部長」という。）に協議（様式第3号）するものとする。

(3) 部長は、前号の規定による協議内容が適当と認められるときは、国の内示を受けた後（県単を除く）に協議に同意するものとする。

(4) 局長は、前号の規定による同意があったときは、事業主体に対し、承認（様式第4-1号又は様式第4-2号）を行うものとする。

2 事業計画の提出期限は、部長が別途通知をおこなうものとする。

(事業の実施基準)

第4 事業の実施基準は、第2の別表に定めるものとする。

(早期着手)

第5 事業主体は、補助金交付決定前に補助対象とする事業に着手することができない。

ただし、事業計画の承認済みのもの、又は事業計画の承認を申請するもののうち、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手することができるものとする。

- (1) 事業の性格上、事業の実施時期に制約を受けるもの。
- (2) 事業の実施上、特に長期間を有するもの、
- (3) 早期着手により事業費の増額の防止が予想できるもの。
- (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるもの。

2 事業主体は早期着手を必要とするときは、補助事業早期着手承認申請書（様式第5号又は様式第1－2号）を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の協議があり、第1項のただし書きに該当し、適当と認められるときは、次の条件を付して、承認（様式第6号又は様式第4－2号）するものとする。

- (1) 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- (2) 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

4 局長は、前項の承認をしたときは、事業主体から提出された補助事業早期着手申請書を添付のうえ、直ちに補助事業早期着手報告書（様式第7号）を部長に提出するものとする。

(内示)

第6 部長は、第3第1項第3号の規定による事業計画の同意をした事業に関して、国の交付決定を受けたとき（県単を除く）は、局長に補助金額の内示をするものとする。

2 局長は、前項の規定による内示があったときは、事業主体に対し内示をするものとする。

(補助金交付申請及び交付決定)

第7 第6第2項の規定による内示を受けた事業主体は、補助事業補助金交付申請書（様式第9－1号又は様式第9－2号）に次の関係書類を添えて局長に提出するものとする。

- (1) 様式第9－1号（別紙1）（ただし、別表の区分【県単】【県単（森林づくり県民税）】に限る）
- (2) 様式第9－1号（別紙2）（ただし、別表の区分【国庫（林野庁）】に限る）
- (3) 様式第9－1号（別紙3）（ただし、別表の区分【国庫（環境省）】に限る）
- (4) 環境負荷低減チェックシート（様式第9－3号）（ただし、別表の区分【国庫（林野庁）】に限る）

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の

金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、事業主体は、第 7 第 1 項又は第 2 項の規定による報告をするものとする。

- 3 局長は、第 1 項の補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、補助事業補助金の交付決定（様式第 10-1 号又は様式第 10-2 号）をするものとする。

（事業の変更）

- 第 8 交付要綱第 3 第 1 号に該当するときは、重要変更とし、変更の手続きは次のとおりとする。

- (1) 事業主体は、交付要綱第 3 第 1 号の規定による補助事業変更承認申請書（様式第 8 号）に、第 3 第 1 項第 1 号の関係書類を添えて局長に提出するものとする。
 - (2) 局長は、前号の規定により補助事業変更承認申請書の提出があり、第 6 第 1 項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の増、又は 20%を超える減が生じる場合には、変更内容等を取りまとめ（様式第 3-2 号）の上、補助事業変更承認申請書（様式第 3 号）に事業主体から提出のあった書類一式を添えて部長に提出するものとする。
 - (3) 部長は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは局長に同意するものとし、必要に応じて変更内示を行うものとする。
 - (4) 局長は、前号の規定による同意があったときは、事業主体に対し、当該事業計画の変更承認（様式第 4-1 号）を行い、必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。
 - (5) 局長は、第 1 号の規定により補助事業変更承認申請書の提出があり、第 6 第 1 項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の 20%以内の減が生じる場合（補助金額に変更がない場合を含む）で、やむを得ないものと認められるときは、事業主体に対し、当該事業計画の変更承認（様式第 4-1 号）を行い、必要に応じて補助金額の変更内示を行うとともに、変更内容等を取りまとめ（様式第 3-2 号）、事業主体から提出のあった書類一式を添付のうえ、直ちに部長に報告（様式第 12-1 号）するものとする。
 - (6) 第 4 号及び第 5 号の規定による変更内示に伴う補助金変更交付申請（様式第 9-2 号）は、第 7 の補助金交付申請に準じて行うものとする。
- 2 前項に規定する以外の変更の必要が生じたときは、軽微な変更とし、変更の手続きは次のとおりとする。
- (1) 事業主体は、補助事業変更報告書（様式第 11 号）に前項第 1 号の関係書類を添えて局長に提出するものとする。
 - (2) 局長は、前号の提出があったときは、変更内容等を取りまとめ（様式第 3-2 号）、事業主体から提出のあった書類一式を添付のうえ、直ちに部長に報告（様式第 12-

2号)するものとし、部長は、必要に応じて変更内示を行うものとする。

(事業の中止、廃止、完了期限延長)

第9 交付要綱第3第1項第2号に規定する事業の中止、廃止の手続きは次のとおりとする。

(1) 事業主体は、事業の中止若しくは廃止を必要とするときは、補助事業中止承認申請書(様式第13号)に第3第1項第1号の関係書類を添えて局長に提出するものとする。

(2) 局長は、前号の規定により申請書の提出があり、中止若しくは廃止をした時点で事業実績があったときは、事業主体の調査を行うものとする。

(3) 局長は、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の20%を超える減が生じる場合には、前号の調査を行った場合は調査結果と事業主体から提出のあった書類一式を付して、部長に協議(様式第14号)するものとする。

(4) 部長は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは局長に同意するものとする。

(5) 局長は、前号の規定による同意があったとき、又は第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の20%以内の減が生じる場合で、やむを得ないと認められるときは事業主体に対し、承認(様式第15号)をするものとする。

(6) 局長は、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の20%以内の減が生じる場合で、前号の承認をしたときは、事業主体から提出のあった書類一式を付して直ちに補助事業中止(廃止)報告書(様式第16号)を部長に提出するものとする。

2 局長は、その職員を指定して、前項第2号の規定による調査を行うことができる。

3 交付要綱第3第1項第2号に規定する事業の完了期限延長の手続きは次のとおりとする。

(1) 事業主体は、事業の完了期限の延長を必要とするときは、補助事業延長申請書(様式第17号)に第3第1項第1号の関係書類(ただし、事業実施位置図を除く)を添えて、局長に提出するものとする。

(2) 局長は、前号の規定による申請書の提出があり、やむを得ないものと認められるときは、事業主体に対し、承認をするものとする。

(3) 局長は、前号の承認をしたときは、事業主体から提出のあった書類一式を付して、直ちに補助事業延長報告書(様式第18号)を部長に提出するものとする。

(実績報告)

第10 事業主体は、事業が完了したときは、交付要綱第6に規定する補助事業実績報告書(様式第19号)に次の関係書類を添えて局長に提出するものとする。

(1) 事業実行内訳書

ア 様式第2-1号(ただし、別表の区分【県単】に限る)

イ 様式第2-2号(ただし、別表の区分【国庫(林野庁)】に限る)

ウ 様式第2-3号(ただし、別表の区分【県単(森林づくり県民税)】に限る)

エ 様式第2-4号(ただし、別表の区分【国庫(環境省)】に限る)

- (2) 事業計画個票（様式 2-5 号）（ただし、別表の区分【国庫（環境省）】に限る）
 - (3) 事業実施位置図（ただし、個体数調整事業、大型獣緊急捕獲・放獣事業（誘引物の除去を除く）、鳥獣被害対策実施隊支援事業、銃猟者確保・育成支援事業及び市町村全域で実施する事業、普及啓発・学習会・マニュアル作成等の位置図で示すことの適さない事業を除く）
縮尺 1 万 5 千分の 1 程度の地形図に事業実施箇所を明示する。
 - (4) 実測図（ただし、造林木補助事業、食害防止物理柵事業、樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業に限る）
 - (5) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
 - (6) ニホンジカの捕獲許可に関する実績報告に伴う調査表（個体数調整事業に限る。）
 - (7) 前各号に定めるもののほか局長が必要と認める書類
- 2 第 7 第 2 項ただし書により交付の申請をした事業主体は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。
- 3 第 7 第 2 項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第 20 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。
- また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告するものとする。

（調査）

- 第 11 局長は、交付要綱第 6 に規定する実績報告書の提出に伴う補助金の確定調査を次により行うものとする。
- (1) 第 3 第 1 項の規定により提出された事業計画との整合等の確認。
 - (2) 第 7 第 2 項の規定により交付決定した補助金その他事業費等に関する収入及び支出。
 - (3) 前各号に定めるもののほか局長が必要と認める事項。
 - (4) 確定調査は、書類調査と必要に応じて現地調査を併せて行うこと。
- 2 調査職員は、前項に規定する調査を実施したときは、補助事業調査書（様式第 21 号）を作成するものとする。
- 3 局長は、その職員を指定して、第 1 項の規定による調査を行うことができる。

（補助金の確定）

- 第 12 局長は、実績報告書提出後の確定調査結果に基づいて補助金の確定（様式第 22 号）をし、事業主体へ通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第 13 事業主体は、交付要綱第 8 に規定する補助金の交付の請求をしようとするときは、

補助金額の確定後に補助事業補助金交付請求書（様式第 23 号）を局長に提出するものとする。

2 事業主体は、第 7 第 2 項の規定による交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる補助金額を上限として概算払いを請求することができる。

(1) 補助対象となる事業の出来高が 60 パーセント未満の場合にあっては、交付決定額の 50 パーセント以内の額。

(2) 出来高が 60 パーセント以上の場合にあっては、交付決定額の 90 パーセント以内の額で補助対象となる施設等に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額。

3 局長は、前項の規定による概算払いの請求があったときは、速やかに第 11 の規定に基づく調査を行い、出来高を確認した上で補助金の概算払いをするものとする。

（事業実績の報告）

第 14 局長は、事業実施年度の翌年度の 4 月 15 日までに部長に事業実績報告書（様式第 24 号）を提出するものとする。

（財産の管理等）

第 15 事業主体は、ツキノワグマ総合対策事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）のうち、取得価格または効用の増加価格が単価 50 万円を超える機器、備品及びその他の財産については、取得財産等管理台帳（様式第 25 号）に記載し適正に管理する。

（その他事業実施に係る留意事項）

第 16 事業主体は、クマ出没防止対策支援事業により侵入防止柵の整備を行った場合は、侵入防止柵の耐用年数年度に達するまでの間、侵入防止柵設置後状況調査台帳（様式第 26 号）を毎年度作成する。

（他の施策との関連）

第 17 本事業の実施に当たっては、他の施策との関連及び活用に配慮するものとする。

（書類の経由）

第 18 この要領により局長に提出する書類は、補助事業施行地を管轄する市町村長を経由するものとする。

附則

1 この要領は、令和 7 年度の事業から適用する。

別表

区分	事業の種類	事業内容	事業主体	【財源】実施基準等
【県単】	集落等捕獲隊活動支援事業	集落等捕獲隊が行う止め刺し、見回り、運搬、埋設処理等に対する報酬等	市町村 集落保護管理対策協議会	【県単】 鳥獣被害対策実施隊員が指導者となる集落等捕獲隊を補助対象とする。
	大型獣緊急捕獲・放獣事業	(1) 人畜、農作物等へ危害を加え、又は加えるおそれのあるツキノワグマを捕獲するための箱わな（ドラム缶檻）の購入及び設置管理 (2) 捕獲又は錯誤捕獲したツキノワグマの奥山等への放獣実施 (3) 市街地等（人身被害に直結するおそれのある場所）に出没した大型獣（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、ニホンザル）の捕獲、放獣、追い払い（錯誤捕獲されたカモシカの放獣及び出没状況の監視・対策指導等を含む）に要する経費 (4) 市街地等（人身被害に直結するおそれのある場所）に出没したツキノワグマの追い払い（出没状況の監視・対策指導・誘引物の除去を含む）に要する経費	市町村 保護管理対策協議会	【県単】 (4)の「出没状況の監視」はツキノワグマの追払いを目的としたセンサーカメラ等の導入やGPSの装着等、「誘引物の除去」は放任果樹等の伐採を補助対象とする。

個 体 数 調 整 事 業	第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施するニホンジカ、ニホンザル、イノシシの幼獣等の許可捕獲を目的とした捕獲 捕獲したニホンジカ、ニホンザル、イノシシの幼獣等を埋設するための残渣処理場作設、設置後の維持管理のための資材購入、焼却処理経費	市町村 保護管理対 策協議会	【県単】 補助上限額は1頭あたり、次の金額とする。 ニホンジカ 2,500 円 ニホンザル 2,500 円 イノシシ 2,000 円 鳥獣被害対策実施隊員による捕獲であり、4月1日から翌年3月31日まで捕獲確認をした場合に補助対象とする。 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（国庫）で補助対象にならない幼獣等を対象とする。
鳥 獣 被 害 対 策 実 施 隊 員 支 援 事 業	鳥獣被害対策実施隊員が負担する技術向上、更新射撃講習経費、事故防止用具経費、実施隊員に対する傷害保険料、簡易無線機の購入経費、その他実施隊活動に要する経費	市町村 保護管理対 策協議会	【県単】 鳥獣被害対策実施隊員を補助対象とする。
銃 猟 者 確 保 ・ 育 成 支 援 事 業	新規銃猟者（新規銃猟免許取得者、猟友会加入者、有害鳥獣捕獲従事予定者のすべてを満たす者とする。）が銃砲所持許可取得に要する医師診断書料、射撃講習経費（弾代含む）、事故防止用具経費、ハンター保険料及び上記新規銃猟者の銃砲所持許可取得や取得後の指導を行う熟練狩猟者に対する報償等	市町村 保護管理対 策協議会	【県単】 1人当たりの補助上限額は、次の金額とする。 新規銃猟者 10,000 円 熟練狩猟者 2,500 円

【県単（森林づくり県民税）】	再造林推進シカ捕獲サポート事業	林内捕獲サポート隊に対して行う研修等や林内捕獲サポート隊の活動に要する次に掲げる経費 (1) 林内捕獲サポート活動経費 ・作業に従事する者に対する賃金・保険代 ・林内捕獲サポート活動に必要な資材（餌代含む） (2) 研修費用 ・専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・研修教材費 (3) その他費用 ・会場借料、会議用機械器具の借料 ・事務用品及び印紙代 ・書類の印刷費及び製本費 ・郵便料、電信電話料及び運搬料 ・重機・車両の借料及び燃料代 ・林内捕獲サポート体制の構築への役務要請に対する賃金	市町村	【森林づくり県民税】
	造林木保護事業	ニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木等被害防止のための忌避剤や防護資材の設置及び資材の購入	市町村 森林所有者 若しくはその森林の管理者 森林組合 知事が必要と認めた者	【国庫】（林野庁） 信州の森づくり事業実施要領（昭和 55 年 3 月 3 日 54 営林第 405 号部長通知。）の実行経費及び標準経費に準じて補助対象経費を算出する。 信州の森づくり事業に採択とならない林分についてのみ対象とする。
【国庫（林野庁）】	食害防止物理柵事業	ニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木食害防止のための物理柵の設置及び資材の購入		
	樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業	ツキノワグマ等による造林木の樹皮剥ぎを防止するためのテープ巻き等の施工及び資材の購入		
	広域捕獲支援事業	ニホンジカ等の個体数調整において広域捕獲隊を編成した捕獲にあたっての事前準備、捕獲実施、残渣処理場整備等に要する経費	市町村 保護管理対策協議会	【国庫】（林野庁）
	シカ大量捕獲施設設置事業	ニホンジカを大量捕獲するための施設の設置等に要する経費		

	捕獲檻等 購入支援事業		ニホンザル、イノシシ又は ニホンジカ等森林に被害を 与える大型獣を捕獲するた めの檻・わなの購入	市町村 保護管理対 策協議会 森林組合 農業協同組 合 牧野組合	【国庫】（林野庁） 防護柵や緩衝帯整備等総合 的な対策を実施している地 域を補助対象とする。
	搬出機材整 備支援事業		捕獲したニホンジカ等を搬 出するための機材購入	市町村 保護管理対 策協議会	【国庫】（林野庁）
【国庫（環境省）】	ツキノワグマ総合対策事業	クマ出沒防 止対策支援 事業	以下のツキノワグマの出沒 防止対策に要する経費 ・市街地・集落等の周辺に おける放任果樹等の誘引物 の除去、緩衝帯の整備、侵 入防止柵の整備、学習放 獣、学習会の開催、普及啓 発の実施	市町村	【国庫】（環境省） ・誘引物の除去にはクマ対 策機能付きゴミ箱の整備を 含む。 ・緩衝帯の整備は原則とし て林内の見通しを遮る灌木 や低木類の除去、下層植生 の刈払い及び伐採木の整理 を行うものとする。 ・錯誤捕獲個体及び市街地 への出沒個体の学習放獣に 対する委託料・報償費を除 く。 ・侵入防止柵は原則として 物理柵とする。 ・侵入防止柵設置後は、ツ キノワグマによる被害の状 況を把握し、効果を適切に 把握するとともに、侵入防 止柵の設置及び維持管理を 適正に行い、その効果を十 分発揮し持続させること。 ・放任果樹等誘引物の除 去、緩衝帯の整備、侵入防 止柵の整備の実施に当たっ ては、地権者の了承を得る こと。
		クマ出沒体 制整備支援 事業	以下のツキノワグマ出沒時 の体制整備に要する経費 ・市街地、集落等への出沒 を想定した研修・訓練、出 沒対応マニュアルの作成 ・ICT等を活用した出沒情 報の収集・提供の実施	市町村	【国庫】（環境省） ・出沒対応マニュアル作成 については、ゾーニング管 理の導入を含む。

		クマ対策実施隊支援事業	ツキノワグマの出没及び人身被害を防止するために実施する、鳥獣被害対策実施隊による見回り・追い払い活動に要する経費	市町村	【国庫】（環境省） ・以下の条件を全て満たす活動を対象とする。 (1) ツキノワグマの出没及び人身被害を防止するために実施する、鳥獣被害対策実施隊による活動である場合 (2) 住居集合地域等、通学路、学校等の人身被害に直結する箇所での活動である場合 (3) 該当市町村での里地でのクマの目撃件数が前週の2倍である場合または人身被害が発生した場合 ※住居集合地域等とは、住居が集合している地域（半径 200m 以内に人家が約 10 軒ある場所）又は広場、駅その他多数の者の集合する場所を指す。 ・見回りについては、捕獲に係るもの（わなの見回り）を除く。
--	--	-------------	--	-----	--

(様式第 1－1 号)(第 3 の 1 の (1) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
事業主体名
代表名 氏名

〇〇年度において、野生鳥獣総合管理対策事業を実施したいので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 3 第 1 項第 1 号の規定により、関係書類を提出します。

注) 添付書類は下記のとおり (第 3 第 1 項第 1 号参照)

- ・事業計画内訳書 (様式第 2-1 号又は様式第 2-2 号又は様式第 2-3 号又は様式第 2-4 号)
- ・事業計画個票 (様式 2-5 号) (ただし、別表の区分【国庫 (環境省)】に限る)
- ・事業実施位置図 (ただし、個体数調整事業、大型獣緊急捕獲・放獣事業 (誘引物の除去を除く)、鳥獣被害対策実施隊支援事業、銃猟者確保・育成支援事業及び市町村全域で実施する事業、普及啓発・学習会・マニュアル作成等の位置図で示すことの適さない事業を除く)
- ・その他局長が必要と認める書類

(様式第1－2号)(第3の1の(1)及び第5の2関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画及び早期着手承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
各事業主体名
代表名 氏名

〇〇年度において、野生鳥獣総合管理対策事業を、下記の通り早期着手により実施したので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第3第1項第1号及び第5の2の規定により、関係書類を提出します。

記

- 1 早期着手の理由
- 2 早期着手の事業内容
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日

注) 添付書類は下記のとおり(第3第1項第1号参照)

- ・事業計画内訳書(様式第2-1号又は様式第2-2号又は様式第2-3号又は様式第2-4号)
- ・事業計画個票(様式第2-5号)(ただし、別表の区分【国庫(環境省)】に限る)
- ・事業実施位置図(ただし、個体数調整事業、大型獣緊急捕獲・放獣事業(誘引物の除去を除く)、鳥獣被害対策実施隊支援事業、銃猟者確保・育成支援事業及び市町村全域で実施する事業、普及啓発・学習会・マニュアル作成等の位置図で示すことの適さない事業を除く)
- ・その他局長が必要と認める書類

(様式第2-1号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画内訳書【県単】

事業主体名：_____

事業の種類		区分	事業箇所	事業内容	事業量	事業費（円）	補助金（円）	実施期間	被害及び対策実施状況
	集落等捕獲隊活動支援事業	県単							
	大型獣緊急捕獲・放獣事業								
	個体数調整事業			ニホンジカ					
				ニホンザル					
				イノシシ					
				合計					
	鳥獣被害対策実施隊員支援事業								
	銃猟者確保・育成支援事業								
	銃猟者育成射撃場整備支援事業								
県単 計		県単							

注) 変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第2-2号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画内訳書【国庫(林野庁)】

事業主体名: _____

事業の種類		区分	事業箇所	事業内容	事業量	事業費(円)	補助金(円)	実施期間	被害及び対策実施状況
	造林木保護事業								
	食害防止物理柵事業								
	樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業								
	広域捕獲支援事業								
	シカ大量捕獲施設設置事業								
	捕獲檻等購入支援事業								
	搬出機材整備支援事業								
国庫(林野庁) 計		国庫 (林野庁)							

注) 変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第2-3号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画内訳書【県単（森林づくり県民税）】

事業主体名：_____

事業の種類	区分	事業箇所	事業内容		事業量	事業費 (円)	補助金 (円)	実施期間	被害及び対 策実施状況
再造林推進 シカ捕獲 サポート事業	県単 (森林税)		(1) 林内捕獲 サポート活動経費	賃金・保険代					
				資材費用					
			(2) 研修費用（※内容を記載）						
			(3) その他費用（※内容を記載）						
県単（森林税） 計	県単 (森林税)								

注）変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

注）事業内容欄の「研修費用」「その他費用」については、括弧内に費用の具体的な内容を記載すること。必要に応じて行を追加すること。

(様式第2-4号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画内訳書【国庫(環境省)】

事業主体名: _____

事業の種類		区分	事業内容	事業箇所	事業量	事業費 (円)	補助金 (円)	実施期間	
ツキノワグマ総合対策事業	クマ出没防止 対策支援事業	国庫 (環境省)	放任果樹等誘引物の除去						
			緩衝帯の整備						
			侵入防止柵の整備						
			学習放獣						
			学習会の開催						
			普及啓発の実施						
	クマ出没体制 整備支援事業		出没研修・訓練、出没対 応マニュアル作成（ゾーニング 管理導入含む）						
			ICT等を活用した出没情報 収集・提供						
	クマ対策実施 隊支援事業		鳥獣被害対策実施隊によ るクマの追い払い・見回 り						
国庫（環境省） 計		国庫 (環境省)							

注) 変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第2-5号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)
事業計画(報告)個票(ツキノワグマ総合対策事業)

実施主体名:

1 実施する事業の種類

注1: 事業の種類には、クマ出没防止対策支援事業/クマ出没体制整備支援事業/クマ対策実施隊支援事業のいずれか1つを記入し、事業ごとに本様式を作成すること。

2 事業実施地域周辺の現状(出没状況等)や対策の実施状況及び課題

3 事業の具体的な内容

メニュー		
実施時期		
場所		
目的・目標		
実施内容・方法		
評価方法		
事業費とその算出方法		
備考		

注1: 事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。実施メニューが複数ある場合は、メニュー毎に各項目を記載すること。

注2: 「メニュー」には、下記から実施するものを選択して記載すること。

クマ出没防止対策支援事業: 市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、学習放獣、学習会の開催、普及啓発の実施

クマ出没体制整備支援事業: 市街地への出没を想定した研修・訓練、ゾーニング管理導入、出没対応マニュアル作成、ICT等を活用した出没情報の収集・提供の実施

クマ対策実施隊支援事業: 追い払い、見回り

4 実施した事業の評価(事業終了後の評価報告時のみ)

注1: 当初予定されていたとおり事業が適切に実施されたか記載すること。

注2: 事業実施地域ごとに、事業実施前後の被害指標(出没件数、被害件数、被害感等)を比較し、事業実施の効果が事業実施地域に現れているか評価すること(定量的な指標が難しければ、客観性を確保した定性的な指標を使用する。)。なお、事業効果の比較は同じ季節に行うことが望ましく、当該年度内での事業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

注3: 注1による効果検証を踏まえ、事業の設計(事業の質や内容)の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

5 その他

注1: 対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2: 事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

(様式第3号)(第3の1の(2)、第8の1の(2)関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画について

このことについて、別添のとおり野生鳥獣総合管理対策事業計画承認申請書の提出がありましたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第3第1項第2号(第8第1項第2号)の規定により協議します。

(注) 事業実施主体から提出のあった事業計画承認申請書(様式第1-1号又は様式第1-2号)(補助事業変更承認申請書(様式第8号))及び添付書類一式を添付すること。

(様式第3-2号)(第3の1の(2)、第8の1の(2)(5)、2の(2)関係)

地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【県単】

地域振興局名: _____

市町村	事業主体	事業の種類	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
県単 計			県単				

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。
 変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第3-2号)(第3の1の(2)、第8の1の(2)(5)、2の(2)関係)

地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【国庫(林野庁)】

地域振興局名: _____

市町村	事業主体	事業の種類	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
			国庫 (林野庁)				
			国庫 (林野庁)				
			国庫 (林野庁)				
			国庫 (林野庁)				
			国庫 (林野庁)				
			国庫 (林野庁)				
			国庫 (林野庁)				
			国庫 (林野庁)				
			国庫 (林野庁)				
			国庫 (林野庁)				
国庫(林野庁) 計			国庫 (林野庁)				

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。

変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第3-2号) (第3の1の(2)、第8の1の(2)(5)、2の(2)関係)

地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【県単(森林づくり県民税)】

地域振興局名: _____

市町村 (事業主体)	事業の種類	事業内容	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
	再造林推進 シカ捕獲サ ポート事業		県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
県単(森林税) 計			県単 (森林税)				

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。

変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第3-2号)(第3の1の(2)、第8の1の(2)(5)、2の(2)関係)

地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【国庫(環境省)】

地域振興局名: _____

市町村 (事業主体)	事業の種類	事業内容	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
			県単 (環境省)				
			県単 (環境省)				
			県単 (環境省)				
			県単 (環境省)				
			県単 (環境省)				
			県単 (環境省)				
			県単 (環境省)				
			県単 (環境省)				
			県単 (環境省)				
			県単 (環境省)				
県単(環境省) 計			県単 (環境省)				

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。

変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第4－1号)(第3の1の(4)、第8の1の(4)関係)

年 月 日
番 号

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画については、申請のとおり承認します。

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業計画及び早期着手の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました野生鳥獣総合管理対策事業計画及び早期着手については、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- 2 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
事業主体名
代表名 氏名

野生鳥獣総合管理対策事業早期着手承認申請書

〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業計画に基づく下記の事業を早期着手したいので申請します。

記

- 1 早期着手の理由
- 2 早期着手の事業内容
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日

番 号
年 月 日

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業の早期着手の承認について

年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業の早期着手について下記の条件を付して承認します。

記

- 1 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- 2 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

林 務 部 長 様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業早期着手報告書

このことについて、別添のとおり〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業早期着手の承認申請があり、
適当と認められたので〇年〇月〇日付けで承認しました。

注) 事業主体から提出のあった補助事業早期着手承認申請書(様式第5号又は様式第1-2号)を添付すること。

(様式第8号)(第8の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
事業主体名
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり変更したいので、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱第5第1項の規定により、申請します。

記

1 変更の理由

注) 添付書類は下記のとおり(第8第1項第1号参照)

- ・事業計画内訳書(様式第2-1号又は様式第2-2号又は様式第2-3号又は様式第2-4号)
- ・事業計画個票(様式2-5号)(ただし、別表の区分【国庫(環境省)】に限る)
- ・事業実施位置図(当初計画から事業実施場所を変更する場合に限る)
- ・その他局長が必要と認める書類

注) 事業計画内訳書及び事業計画個票において、変更前と変更後が対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請書

番 年 月 日 号

地域振興局長 様

申請者 住 所
事業主体名
代表名 氏名

〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり実施したいので、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱第4の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

区 分	補助金額	備 考
	円	

(注) 区分欄は別表中の区分欄から選択して記載すること

1 補助金の目的

2 補助金の内容及び計画(又は実績)

3 経費の配分

事業の種類	事業に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分			備 考
		補助金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業着手・完了予定年月日

事業着手 年 月 日
事業完了予定 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

収入内訳	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

支出内訳	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

注) 添付書類は下記のとおり

- ・様式第9-1 (別紙1又は別紙2又は別紙3)
- ・環境負荷低減チェックシート (様式第9-3号) (ただし、別表の区分【国庫 (林野庁)】に限る)

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	市町村、集落、協議会等による事業であるか。	
事業内容	銃猟者確保・育成支援事業にあつては、新規銃猟者は新規に銃猟免許を取得、猟友会加入、有害鳥獣捕獲従事者または予定者の全ての要件を満たしているか。	
実施基準	集落等捕獲隊活動支援事業にあつては、鳥獣被害対策実施隊員が指導者となる集落等捕獲隊であるか。	
実施基準	個体数調整事業にあつては、鳥獣被害対策実施隊員による捕獲であるか。また、幼獣等の捕獲であるか。	
実施基準	鳥獣被害対策実施隊員支援事業にあつては、鳥獣被害対策実施隊員を対象とした事業であるか。	
実施基準	再造林推進シカ捕獲サポート事業にあつては、市町村の組織する「林内捕獲サポート隊」を対象とした事業であるか。	

本補助金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 _____

事業主体名 _____

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	市町村、協議会、森林組合、農業協同組合等による事業か。	
実施基準	広域捕獲支援事業にあつては、事前準備、捕獲実施、残渣処理等の捕獲行為に伴う内容であるか。	
事業内容	野生鳥獣による森林被害等の防止を目的として実施する事業であるか。	
実施基準	造林木保護事業、食害防止物理柵事業、樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業、緩衝帯整備事業にあつては、信州の森林づくり事業の採択とならない林分での事業か。	
実施基準	捕獲檻等購入支援事業にあつては、放獣することを目的とした捕獲檻等の購入となっていないか。また、防護柵や緩衝帯整備等の総合的な対策を実施しているか。	

本補助金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 _____

事業主体名 _____

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	市町村による事業か。	
事業内容	ツキノワグマの里地への出没及び人身被害防止のため、または出没に備えた体制整備を目的として実施する事業であるか。	
実施基準	事業に係る経費は、交付要綱第2第3項に記載の支出科目及びその内容に該当するか。また、捕獲報奨金、銃（麻醉銃を除く）、処理加工施設、射撃場の整備費用が含まれていないか。	
実施基準	クマ出没防止対策支援事業のうち、放任果樹等誘引物の除去、緩衝帯整備、侵入防止柵の整備については、地権者の了承を得ている（または得られる見込みがある）か。	
実施基準	クマ対策実施隊支援事業にあつては、鳥獣被害対策実施隊による追い払い・見回りであるか。	

本補助金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 _____

事業主体名 _____

(様式第9-2号)(第7の1関係、第8の1の(6)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
事業主体名
代表名 氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のありました、野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり変更してください。

交付決定のあった補助金	変更後の補助金額	今回変更増減額
円	円	円

記

- 1 補助金の目的
- 2 補助金の内容及び計画(又は実績)

3 経費の配分

事業の種類	事業に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分			備 考
		補助金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注1) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注2) 変更の場合二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載する。(5の記載も同様とする。)

4 事業着手・完了予定年月日

事業着手 年 月 日
事業完了予定 年 月 日

5 収支予算（又は収支精算）

（１） 収入の部

収入内訳	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

（２） 支出の部

	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

(様式第9-3号)(第7の1関係)

環境負荷低減チェックシート【事業主体：自治体・協議会等用】

事業主体名：_____

	チェック	(1) エネルギーの節減
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	(2) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない ☐)
④	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(3) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑤	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥	☐	資源の再利用を検討

	チェック	(4) 生物多様性への悪影響の防止
⑦	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない ☐)
⑧	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合(該当しない ☐)

	チェック	(5) 環境関係法令の遵守等
⑨	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	☐	関係法令の遵守
⑪	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	☐	機械等の適切な整備と管理に努める(該当しない ☐)
⑬	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注) (2)、(4)の⑦若しくは⑧又は(5)の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

(様式第9-3号) (第7の1関係)

環境負荷低減チェックシート【事業主体：林業事業体用】

事業主体名：_____

	チェック	(1) 適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合 (該当しない □)
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	(2) 適正な防除 ※ 農薬を使用する場合 (該当しない □)
③	☐	農薬の適正な使用・保管
④	☐	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(3) エネルギーの節減
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合 (該当しない □)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討

	チェック	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施 (物資調達、施業等) に努める

	チェック	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注) (1)、(2) 又は (4) の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

(様式第 10-1 号) (第 7 の 3 関係)

長野県 地域振興局指令 第 号

〇〇〇〇 (事業主体名)

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度野生鳥獣総合管理
対策事業補助金 円を、次の条件を付して交付します。

年 月 日

長野県 地域振興局長

- 1 補助事業の遂行にあたっては、補助金等交付規則（昭和 34 年 3 月 23 日長野県規則第 9 号）、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱（平成 16 年 7 月 20 日付け長野県告示第 445 号）及び野生鳥獣総合管理対策事業実施要領並びに国の定める通達に従わなければならない

(様式第10-2号)(第7の3関係)

長野県 地域振興局指令 第 号

〇〇〇〇(事業主体名)

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定した、 年度野生鳥獣総合管理対策事業補助金については、 円を 円に、変更し交付します。

年 月 日

長野県 地域振興局長

1 変更交付決定の内容

交付決定金額 円

変更交付決定金額 円

補助金増減額 円

2 交付条件は、年 月 日付け 地域振興局指令 第 号の補助の条件のとおりとする。

(様式第 11 号) (第 8 の 2 の (1) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
事業主体
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり変更したので報告します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

注) 添付書類は下記のとおり (第 8 第 1 項第 1 号参照)

- ・事業計画内訳書 (様式第 2-1 号又は様式第 2-2 号又は様式第 2-3 号又は様式第 2-4 号)
- ・事業計画個票 (様式 2-5 号) (ただし、別表の区分【国庫 (環境省)】に限る)
- ・事業実施位置図 (当初計画から事業実施場所を変更する場合に限る)
- ・その他局長が必要と認める書類

注) 事業計画内訳書及び事業計画個票において、変更前と変更後が対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第 12－1 号) (第 8 の 1 の (5) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業変更承認申請書が提出され、承認しましたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 8 第 1 項第 5 号の規定により報告します。

注) 様式第 3－2 (変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載) 及び事業主体から提出のあった書類一式を添付すること。

(様式第 12-2 号) (第 8 の 2 の (2) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書が提出されたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 8 第 2 項第 2 号の規定により報告します。

注) 様式第 3-2 (変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載) 及び事業主体から提出のあった書類一式を添付すること。

(様式第13号)(第9の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業中止(廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
事業主体名
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
野生鳥獣総合管理対策事業を下記の理由によって、中止(廃止)したいので、野生鳥獣総合管理対策
事業補助金交付要綱第5第1項第2(3)号の規定により、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 事業の実施状況

注) 添付書類は下記のとおり(第3第1項第1号参照)

- ・事業計画内訳書(様式第2-1号又は様式第2-2号又は様式第2-3号又は様式第2-4号)
- ・事業計画個票(様式2-5号)(ただし、別表の区分【国庫(環境省)】に限る)
- ・事業実施位置図(ただし、個体数調整事業、大型獣緊急捕獲・放獣事業(誘引物の除去を除く)、鳥獣被害対策実施隊支援事業、銃
猟者確保・育成支援事業及び市町村全域で実施する事業、普及啓発・学習会・マニュアル作成等の位置図で示すことの適さない事業
を除く)
- ・その他局長が必要と認める書類

注) 事業計画内訳書及び事業計画個票において、計画を括弧書で上段に、実施状況を下段に記載すること。

(様式第 14 号) (第 9 の 1 の (3) 関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業中止（廃止）について

このことについて、別添のとおり野生鳥獣総合管理対策事業中止（廃止）承認申請書の提出がありましたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 9 第 1 項第 3 号の規定により協議します。

注) 調査結果（第 9 第 1 項第 2 号の調査を行った場合に限り）及び事業主体から提出のあった書類一式を添付すること。

年 月 日
番 号

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業中止（廃止）の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました野生鳥獣総合管理対策事業の中止（廃止）
については、申請のとおり承認します。

(様式第 16 号) (第 9 の 1 の (6) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業中止（廃止）報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業中止（廃止）承認申請書の
提出があり、適当と認められたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 9 第 1 項第 6 号の規定に
より報告します。

注) 事業主体から提出のあった書類一式を添付すること。

(様式第 17 号)(第 9 の 3 の (1) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業完了期限延長承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
事業主体名
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
野生鳥獣総合管理対策事業を下記の理由によって、完了期限を延長したいので、野生鳥獣総合管理対
策事業補助金交付要綱第 5 第 1 項第 4 号の規定により、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 完了期限延長の理由
- 3 事業の実施状況
- 4 事業実施についての見通し
- 5 事業完了予定年月日

注) 添付書類は下記のとおり(第 3 第 1 項第 1 号参照)

- ・事業計画内訳書(様式第 2-1 号又は様式第 2-2 号又は様式第 2-3 号又は様式第 2-4 号)
- ・事業計画個票(様式 2-5 号)(ただし、別表の区分【国庫(環境省)】に限る)
- ・その他局長が必要と認める書類

注) 事業計画内訳書及び事業計画個票において、変更前と変更後が対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第 18 号) (第 9 の 3 の (3) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業延長報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業延長承認申請書の提出があり、適当と認められたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 9 第 3 項第 3 号の規定により報告します。

注) 事業主体から提出のあった書類一式を添付すること。

野生鳥獣総合管理対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
事業主体名
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった野生鳥獣総合管理対策事業について、下記のとおり実施したので、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱第 6 の規定に基づき、その実績を報告します。

1 事業の目的

2 補助金内容及び実績

3 経費の配分

事業の種類	事業に要した経費	負 担 区 分			備 考
		補助金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業着手・完了年月日

事業着手 年 月 日

事業完了 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

収入内訳	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金 2 市町村費 3 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

支出内訳	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

注) 添付書類は下記のとおり(第10第1項参照)

- ・事業実行内訳書(様式第2-1号又は様式第2-2号又は様式第2-3号又は様式第2-4号)
- ・事業計画個票(様式2-5号)(ただし、別表の区分【国庫(環境省)】に限る)
- ・事業実施位置図(ただし、個体数調整事業、大型獣緊急捕獲・放獣事業(誘引物の除去を除く)、鳥獣被害対策実施隊支援事業、銃猟者確保・育成支援事業及び市町村全域で実施する事業、普及啓発・学習会・マニュアル作成等の位置図で示すことの適さない事業を除く)
- ・実測図(ただし、造林木補助事業、食害防止物理柵事業、樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業に限る)
- ・各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
- ・ニホンジカの捕獲許可に関する実績報告に伴う調査表(個体数調整事業に限る。)
- ・その他局長が必要と認める書類

〇〇年度 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
事業主体名
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった野生鳥獣総合管理対策事業について、下記のとおり報告します。

記

1	補助金等交付規則第 13 条第 1 項の補助金の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ① 消費税確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- ② 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ③ 3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ④ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

5 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況等

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記入すること。

6 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ① 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業主の場合は前々年に係る所得税) 確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ② 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ③ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業年度における消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- ④ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

(様式第 21 号) (第 11 の 2 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業調査書

年 (年) 月 日

調査員
職 氏名

調査の結果は下記のとおりです。

記

事業名	年度 野生鳥獣総合管理対策事業			
事業主体名				
事業実施期間	着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
調査年月日	年 月 日			
事業内容	実施内容			
	事業費	円		
	補助金額	円		
調査所見				

(様式第 22 号) (第 12 関係)

地域振興局達 番 号

〇〇〇〇 (事業主体名)

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定をした 年度野生鳥獣
総管理対策事業補助金の額を 円と確定します。

年 月 日

地域振興局長

(様式第 23 号) (第 13 の 1 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
事業主体名
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局達 第 号で補助金の確定のありました 年度
野生鳥獣総合管理対策事業に係る補助金を下記のとおり交付（概算払）してください。

記

区 分	確定 〔交付決定〕 額	交付（概算払）請求額			残 額	請求日現在 の出来高
		前回までに 支払いを 受けた額	今回請求額	計		
	円	円	円	円	円	%

振込先

金融機関

口座種別・番号・名義（フリガナ）

（注）概算払の場合は、出来高の根拠となる資料を添付すること。

(様式第 24 号) (第 14 関係)

年度 野生鳥獣総合管理対策事業 市町村別実績(県単対象分)

[illegible]

(様式第 24 号) (第 14 関係)

年度 野生鳥獣総合管理対策事業 市町村別実績(国庫【林野庁】対象分)

[illegible]

(様式第 24 号) (第 14 関係)

年度 野生鳥獣総合管理対策事業 市町村別実績(県単(森林づくり県民税)対象分)

市町村 (事業主 体)	再造林推進シカ捕獲サポート事業															計		
	林内捕獲サポート活動経費							研修費用				その他費用						
	賃金・保険料			資材費用等														
	数量	事業費(円)	補助金(円)	内容	数量	事業費(円)	補助金(円)	内容	数量	事業費(円)	補助金(円)	内容	数量	事業費(円)	補助金(円)	事業費 (円)	補助金 (円)	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
																0	0	
	計		0	0			0	0			0	0			0	0	0	0

(様式第 24 号) (第 14 関係)

年度 野生鳥獣総合管理対策事業 市町村別実績(国庫【環境省】対象分)

[illegible]

(様式第 25 号) (第 15 関係)

ツキノワグマ総合対策事業 取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	交付割合	備考
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	
				円	円				国1/2以下 県1/4以上	

注)1 ツキノワグマ総合対策事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)のうち、取得価格または効用の増加価格が単価50万円を超える機器、備品及びその他の財産を対象とする。

2 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。

3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第 26 号) (第 16 関係)

侵入防止柵設置後狀況調查台帳

[illegible]